

静岡市監査委員会議記録

会 議 令和2年度 第10回 監査委員定例協議会

開催日時 令和3年2月1日（月）午前9時15分～11時47分

出席者 監査委員 村松 眞、白鳥三和子、山根田鶴子、山本 彰彦
事務局長 森井 聡
書記 小倉 淳司
白鳥 浩司、山田 裕、鈴木 浩之、稲葉 典子
石川 修之、山本 和延、神山 悟
新海 拓也、望月健司郎、杉村 浩史

会議内容

1 開会宣言 小倉次長

2 例月現金出納検査等（12月分）

小倉次長から会計毎の予備検査の結果について現金出納の経理処理が適正に処理されている旨の報告があり、その後、各会計の担当部局ごとに説明（地方自治法施行令第168条の4に基づく指定金融機関等に対する検査及び地方公営企業法施行令第22条の5に基づく出納取扱金融機関等に対する検査の結果報告を含む。）を聴取し、監査委員による質疑や預金証書等の確認を行った。

（1）説明者等

- ア 各種会計 静岡会計課長
- イ 病院事業会計 病院総務課長、病院施設課長、医事課長
- ウ 水道事業会計 経営企画課長、お客様サービス課長
- エ 簡易水道事業会計 参与兼保健衛生医療課長、保健衛生医療課簡易水道担当課長、保健衛生医療課参事
- オ 下水道事業会計 下水道総務課長、お客様サービス課長

（2）発言等

- ア 各種会計

(山本委員)

指定金融機関等の公金事務検査結果について、会計管理者口座への入金が一日遅れたことによる影響は何か。また、その原因は何か。

(静岡会計課)

年度末や出納閉鎖日であった場合は年度の入れ違いが生じてしまうが、年度途中の事案であり、実質的に影響はなかった。

また、原因については人的なもので、本来はあってはならないが、見逃してしまったと聞いている。改善策としては、必ず役付と一緒に見ていくということで、預金の状況は全て複数の者で確認していくことを決定したと聞いている。

今回は書面で指摘である旨を通知し、改善策を市に提出することを求めた。その書面が残っており、各支店においても徹底すると聞いているので今回は了解した。

(山本委員)

こういった事例は、他にも頻繁にあるのか。

(静岡会計課)

金融機関は本職なのでこういったことはほとんどないと思うが、昨年別の金融機関で、合計表を作るときに内容を入れ違ったということがあった。今回のケースとは内容は異なるが、そういったことが稀に起こっている。

(村松代表)

銀行は日々集計しているはずだが、それをすり抜けて、しかも、会計課の検査で見つかるまで放置されている。何年も前から内部統制を実施している銀行がこんな状態なのか。相当な危機感がないと思う。

(白鳥委員)

改善策程度のことは通常銀行は既に行っていると思う。理由が「失念により」としかないが、本当はすごく問題なのではないか。

(村松代表)

そもそも銀行としてこの事実を公表しているのか。

(静岡会計課)

公表していないと思う。

(村松代表)

仮に公表したらどうなるのか。預金者や株主は怒ると思う。市の場合はこういったものはその都度公表しているが、銀行はいいものなのか。

(白鳥委員)

入金が遅れた場合、銀行から速やかに市に報告する責任や義務はないのか。

(山根委員)

こういう状況を自ら公表するということが明記されてもいいのではないか。今後あったときに心配に思う。

(村松代表)

規則上の関与はこれ以上難しいかもしれないが、収納代理金融機関に指定している以上、監査委員の心配を伝えてほしい。

イ 病院事業会計

(山本委員)

出納取扱金融機関検査において、静岡銀行清水支店は書類審査ということだが、これは公金出納取扱金融機関ではないから書類審査のみということか。

(清水病院)

静岡銀行は前年度の公金出納取扱金融機関であり、(前年度実地検査を行ったので)今年度は書類審査とした。

(山本委員)

このような場合は、(前年度公金取扱金融機関は)実地検査をしないのが一般的なのか。

(清水病院)

(出納取扱金融機関は輪番制であるため)来年度は清水銀行が書類審査、静岡銀行が実地検査となる。例年、各行とも半年分は実地、もう半年分は書類で検査というルールで行っている。

(村松代表)

資料2ページ備考欄の「地域包括ケア病棟」の入院患者数が、先月から激減しており、今月は0人になっている。また、病棟の改修保留に係る減額補正の議案を2月議会に諮るようだが、どのような理由か。

(清水病院)

患者数全体が減り続けている中での病棟再編を予定している。

これまで、地域包括ケア病棟による退院支援は当院の強みであったが、入退院支援の機能を一般病棟に広げていくため、地域包括ケア病棟は廃止する。

一方、医師会や桜ヶ丘病院、清水厚生病院と調整していく中で、当院は急性期に力を入れていくという話をしており、平成27年度に当院が地域包括ケア病棟を開設した当時はほかにこのような機能を有する病床はなかったが、現在は2つの病院とも地域包括ケア病棟を有しているため、今後はこれらと(当院の急性期医療との)連携を進めたいということである。

ウ 水道事業会計

特になし

エ 簡易水道事業会計
特になし

オ 下水道事業会計
(白鳥委員)

過年度未収金の12月収入済額が多かった理由は何か。

(下水道総務課長)

消費税及び地方消費税の申告に伴う還付金があったことによるものである。

(村松代表)

高橋雨水ポンプ場建築工事については新聞報道があったが、決算審査や内部統制審査の審査対象にもなる。状況の把握や分析を下水道総務課長が中心となってやってくれると期待している。

3 協議会議事

(1) 協議事項

協第30号 住民監査請求の受理・不受理の決定について

ア 説明者 白鳥次長補佐

イ 要 旨 議案集及び資料により説明

ウ 発言等

(村松代表)

事務局の説明によれば、請求の対象となる委託契約5件の全てについて、請求人が、行為のあった日から1年を経過する請求ではあるものの正当な理由があると主張しているとのこと。

この時点で受理するのか不受理とするのかを決定する意味合いとしては、1年を経過しているから全てを受理前却下とするか、それとも、1年経過したことについての正当理由を監査するため、一旦受理し、結果的として却下になるのか、あるいは、認められるのか認められないのかを、改めて監査するという理解でよいか。

(事務局)

そのとおり。

(村松代表)

今日決めることは、受理前で却下するのか、一旦受理した上で監査に入るのかということ。

それから、先ほどの説明の中で、(請求の要旨2の)ハとニについては、事務局の調べでは1年に経過していないという結論でよいか。そうすると、ハとニについては受理し、その一方で、請求の要旨1と請求の要旨2のイとロの3件については正当な

理由の有無を監査すればよいということか。

(白鳥委員)

(ハについて) 令和3年1月28日に支払ったが、監査請求のあった令和3年1月19日の段階では未払であったということか。

(事務局)

監査請求時点においては未払であった。

債務負担行為のため、平成30年度、31年度の支出はなく、令和3年1月28日に初めて支出されたものであり、支出からまだ1年を経過していない。

(村松代表)

(監査請求時点で未払であった案件を監査の対象とすることに関して) 地方自治法242条の規定によれば、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も住民監査請求の対象に含まれることとされている。

エ 結果

村松代表監査委員から、当該協議事項について諮ったところ全員一致で受理して監査を実施することとして決定された。

(2) 報告事項

報第5号 内部統制の不備に関する報告(令和2年12月分)について

ア 説明者 新海係長

イ 要旨 報告事項により説明

ウ 発言等

特になし

(3) その他連絡事項

ア 令和2年度第9回定例協議会議事録の公表について

.....白鳥次長補佐が説明

イ 2・3月の日程について

.....小倉次長が説明

4 閉会宣言 小倉次長